



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う知事又は議会の議長が任命権者である現業職員の住居手当に関する経過措置を定める規則を廃止する規則（人事課）…………… 1
- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政改革推進課）…………… 4
- 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 4
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 5
- 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 5
- 沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（障害保健福祉課）…………… 6
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（企業立地推進課）…………… 7
- 沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例施行規則（観光政策課）…………… 7
- 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（道路街路課）…………… 8
- 沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課）…………… 15

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格に関する規程…………… 15
- 沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 16
- 沖縄県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程…………… 17
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 17

規 則

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う知事又は議会の議長が任命権者である現業職員の住居手当に関する経過措置を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第16号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う知事又は議会の議長が任命権者である現業職員の住居手当に関する経過措置を定める規則を廃止する規則

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う知事又は議会の議長が任命権者である現業職員の住居手当に関する経過措置を定める規則（平成24年沖縄県規則第58号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第17号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第5の昇格時号給対応表中

58
58
59
59
60
60
61

を

57
58
58
58
58
59
59
59

に、

71
71
71
71
72
72
72
72
73
73
73
74
74
74
75
75
75

を

70
70
70
70
70
70
70
71
71
71
71
71
71
71
71
71
71

に、

77
78
79
80
81
82
83
84
85
85

を

76
76
76
77
77
77
77
77
77
78
78

に、

39
39
39
40
40
40
40
41
41
41

を

38
38
39
39
39
39
39
39
40
40

に改める。

86	78	42	40
86	78	42	40
87	78	42	40
87	79	43	41
88	79	43	41
88	79	43	41
89	79		

別表第8中

伝染病防疫手当	次のいずれかに該当する場合に支給する。 (1) 保健所に所属する運転士が、感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務に従事したとき。 (2) 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病又は鼻その病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。	勤務1日につき 290円
---------	--	-----------------

を

防疫等作業手当	(1) 保健所に所属する運転士が、感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務に従事したときに支給する。 (2) 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病又は鼻疽に限る。）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したときに支給する。	勤務1日につき 290円
	(3) 現業職員が、家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染	勤務1日につき 380円

に、有害薬物等取扱手

	病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したときに支給する。	（牛のと殺の作業に従事した場合にあっては、760円）
--	---	----------------------------

当の項中「水産海洋研究センター」を「水産海洋技術センター」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第18号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年沖縄県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の表4の項中「第2条の表32の項(13)」を「第2条の表49の項(13)」に改め、同項を同表6の項とし、同表3の項中「第2条の表18の項(2)」を「第2条の表36の項(2)」に改め、同項を同表5の項とし、同表2の項中「第2条の表17の項」を「第2条の表35の項」に改め、同項を同表4の項とし、同表1の項中「第2条の表12の項」を「第2条の表16の項」に改め、同項を同表3の項とし、同項の前に次の2項を加える。

1 特例条例第2条の表12の項(10)に規定する調理師法（昭和33年法律第147号）の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの	調理師法施行細則（昭和47年沖縄県規則第45号）第3条に規定する調理師試験受験願書の受理及び知事への送付に関する事務
2 特例条例第2条の表13の項(9)に規定する製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの	製菓衛生師法施行細則（昭和47年沖縄県規則第47号）第7条に規定する製菓衛生師試験受験願書の受理及び知事への送付に関する事務

第3条（見出しを含む。）中「第2条の表24の項」を「第2条の表1の項」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第19号

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「B型肝炎ウイルス検査料及びC型肝炎ウイルス検査料」を「梅毒抗体検査料及び性器クラミジア感染症抗原検査料並びにB型肝炎ウイルス検査料、C型肝炎ウイルス検査料及びHTLV-1抗体検査料」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第20号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第19項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とする。

別表に次のように加える。

<p>37 沖縄特例通訳案内士育成研修等 手数料条例（平成25年沖縄県条例 第39号）に基づく手数料</p>	<p>1 沖縄特例通訳案内士育成研修受 講者事前審査手数料 2 沖縄特例通訳案内士育成研修手 数料 3 沖縄特例通訳案内士登録申請手 数料 4 沖縄特例通訳案内士登録証の訂 正又は再交付手数料</p>
--	--

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第19項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とする改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第21号

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則（平成20年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号から第7号までを次のように改める。

(2) 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。

以下「表示基準府令」という。）第1条第2項第2号に掲げる事項について同項若しくは同条第4項又は表示基準府令第3条から第7条までに規定する基準に合う表示がないこと。

(3) 表示基準府令第1条第2項第5号に掲げる事項について同項若しくは同条第4項又は表示基準府令第11条若しくは第12条に規定する基準に合う表示がないこと。

(4) 表示基準府令第1条第2項第6号に掲げる事項（乳を原材料として含む旨を除く。）について同項若しくは同条第4項又は表示基準府令第13条に規定する基準に合う表示がないこと。

- (5) 表示基準府令第1条第2項第6号に掲げる事項(乳を原材料として含む旨に限る。)について食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第46号。以下「乳等表示基準府令」という。)第3条第2項第4号ロに掲げる事項の表示又は同条第3項に規定する基準に合う表示がないこと。
- (6) 表示基準府令第1条第2項第7号に掲げる事項について同項若しくは同条第3項又は表示基準府令第13条に規定する基準に合う表示がないこと。
- (7) 表示基準府令第1条第2項第8号に掲げる事項について同項若しくは同条第3項又は表示基準府令第6条、第7条若しくは第9条に規定する基準に合う表示がないこと。

第3条第1項第8号中「乳等省令第7条第2項第2号ホ、第3号ヲ又は第4号チ」を「乳等表示基準府令第3条第2項第2号ホ、第3号ヲ又は第4号チ」に改め、同項第9号中「乳等省令第7条第2項第3号ト又は第4号ニ」を「乳等表示基準府令第3条第2項第3号ト又は第4号ニ」に改め、同項第10号中「乳等省令第7条第2項第3号チ又は第4号ホ」を「乳等表示基準府令第3条第2項第3号チ又は第4号ホ」に改め、同項第11号中「乳等省令第7条第2項第3号リ又は第4号ヘ」を「乳等表示基準府令第3条第2項第3号リ又は第4号ヘ」に改め、同項第12号中「乳等省令第7条第2項第2号ヘ又は第3号ワ」を「乳等表示基準府令第3条第2項第2号ヘ又は第3号ワ」に改め、同項第13号中「乳等省令第7条第2項第2号ト又は第3号カ」を「乳等表示基準府令第3条第2項第2号ト又は第3号カ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第22号

沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則
(沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則(平成10年沖縄県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1建築物の部1の項(10)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1建築物の部第1の項(10)中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成18年沖縄県規則第48号)の一部を次のように改正する。

題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第1条中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第1号様式中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行す

る。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第23号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「住所及び氏名」を「住所」に改め、同項第2号中「商号」を「商号及び代表者氏名」に改める。

別表の1の表常設展示用施設使用料の項を削り、別表の2の表に次のように加える。

高度技術製造業賃貸工場使用料（中核工場）	月額	3,275,100円
高度技術製造業賃貸工場使用料（関連工場（1号区画））	月額	383,300円
高度技術製造業賃貸工場使用料（関連工場（2号区画））	月額	421,000円
高度技術製造業賃貸工場使用料（関連工場（3号区画））	月額	442,300円
高度技術製造業賃貸工場使用料（関連工場（4号区画及び5号区画））	月額	980,300円

附 則

この規則は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年沖縄県条例第37号）の施行の日から施行する。ただし、第3条第1項第1号及び第2号の改正規定並びに別表の1の表常設展示用施設使用料の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第24号

沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例（平成25年沖縄県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（沖縄特例通訳案内士育成研修手数料の額）

第2条 条例別表の知事が規則で定める額は、次の各号に掲げる研修項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般コース 93,000円
- (2) 速成コース 63,000円
- (3) 科目研修（語学研修） 29,900円
- (4) 科目研修（地元学研修） 7,400円
- (5) 科目研修（ホスピタリティ研修） 7,400円
- (6) 科目研修（プレゼンテーション研修） 18,700円
- (7) 科目研修（旅程管理研修） 7,400円
- (8) 科目研修（現場実習） 21,800円

(9) 修了再試験 1,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(この規則の失効)
- 2 この規則は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第25号

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(車線により構成されない車道の部分)

第2条 条例第5条第1項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。

- (1) 交差点
- (2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- (3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- (4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- (5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

(車道及び側帯の舗装の構造の基準)

第3条 条例第27条第2項の規則で定める基準は、次条から第6条までに定めるとおりとする。ただし、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合にあつては、次条から第6条までに定める基準のほか、第7条に定めるとおりとする。

(疲労破壊輪数)

第4条 疲労破壊輪数（舗装道において、舗装路面に49キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で、舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ及び材質（以下「舗装構成」という。）が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）は、舗装計画交通量（舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量及び2以上の車線を有する道路にあつては各車線の大型の自動車の交通の分布状況を勘案して定める大型の自動車の1車線当たりの日交通量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量（1日につき）	疲労破壊輪数（10年につき）
3,000台以上	35,000,000回
1,000台以上3,000台未満	7,000,000回
250台以上1,000台未満	1,000,000回
100台以上250台未満	150,000回
100台未満	30,000回

- 2 前項の疲労破壊輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

第5条 塑性変形輪数（舗装道において、舗装の表層の温度を60度とし、舗装路面に49キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、当該舗装路面が下方に1ミリメートル変位するまでに要する回数で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	舗装計画交通量（1日につき）	塑性変形輪数（1ミリメートルにつき）
第一種第二級から第四級まで、第二種、第三種第二級及び第四種第一級	3,000台以上	3,000回
	3,000台未満	1,500回
第三種第三級から第五級まで及び第四種第二級から第四級まで		500回

- 2 前項の塑性変形輪数の測定は、実地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、実地に行う測定に代えることができる。
- 3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(平たん性)

第6条 平たん性（舗装道の車道（2以上の車線を有する道路にあっては、各車線。以下この項において同じ。）において、車道の中心線から1メートル離れた地点を結ぶ、中心線に平行する2本の線のいずれか一方の線（条例第36条の規定に基づき凸部が設置された路面上の区間に係るものを除く。）上に延長1.5メートルにつき1か所以上の割合で選定された任意の地点について、舗装路面と想定平たん舗装路面（路面を平たんとなるよう補正した場合に想定される舗装路面をいう。）との高低差を測定することにより得られる、当該高低差のその平均値に対する標準偏差で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。）は、2.4ミリメートル以下とするものとする。

- 2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。

(浸透水量)

第7条 浸透水量（舗装道において、直径15センチメートルの円形の舗装路面の路面下に15秒間に浸透する水の量で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。以下同じ。）は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	浸透水量（15秒につき）
第一種第二級から第四級まで、第二種、第三種第二級及び第四種第一級	1,000ミリリットル
第三種第三級から第五級まで及び第四種第二級から第四級まで	300ミリリットル

- 2 前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。

(交通安全施設)

第8条 条例第35条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 駒止
- (2) 道路標識
- (3) 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）
- (4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(道路標識の寸法)

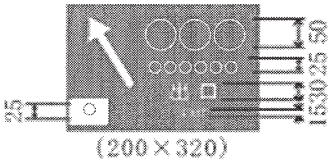
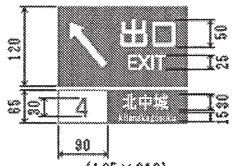
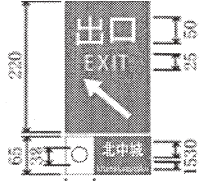
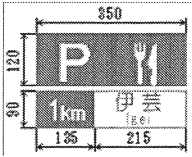
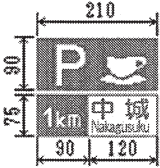
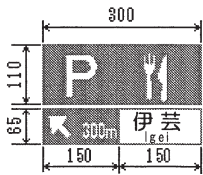
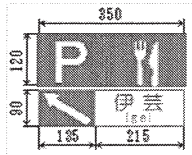
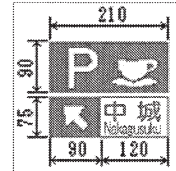
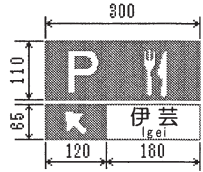


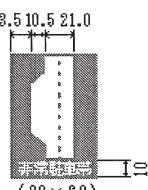
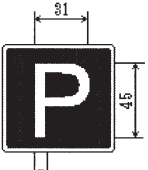


第9条 条例第47条の規則で定める寸法は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

案内標識 (道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。)第1条第2項の案内標識をいう。以下同じ。)	都府県 (102-B)	入口の方向 (103-A)	入口の方向 (103-B)
	入口の予告 (104)	方面及び距離 (106-B)	方面及び車線 (107-A)
	方面及び車線 (107-B)	方面及び方向 (108の2-D)	方面及び方向 (108の2-E)
	出口の予告 (109)	方面及び出口の予告 (110-A)	方面及び出口の予告 (110-B)
	方面、車線及び出口の予告 (111-A)	方面、車線及び出口の予告 (111-B)	方面及び出口 (112-A)
方面及び出口 (112-B)	出口 (113-A)	出口 (113-B)	

 <p>(200 × 320)</p>	 <p>(195 × 240)</p>	 <p>(295 × 150)</p>
<p>サービス・エリアの予告 (116-A)</p>		<p>サービス・エリアの予告 (116-B)</p>
		
<p>サービス・エリア (116の2-A)</p>		<p>サービス・エリア (116の2-B)</p>
		
<p>非常電話 (116の2)</p>	<p>待避所 (116の3)</p>	<p>非常駐車帯 (116の4)</p>
 <p>(90 × 60)</p>	 <p>(90 × 60)</p>	 <p>(90 × 60)</p>
<p>駐車場 (117-A)</p>	<p>駐車場 (117-B)</p>	<p>登坂車線 (117の2-A)</p>
 <p>(60 × 60)</p>	 <p>(90 × 60)</p>	 <p>(60 × 160)</p>
<p>登坂車線 (117の2-B)</p>	<p>都道府県道番号 (118の2-A)</p>	<p>都道府県道番号 (118の2-B)</p>

	<p>登坂車線 SLOWER TRAFFIC (90 × 240)</p>	<p>国道 88 沖縄県 (118の3-A)</p>	<p>88 (118の3-B)</p>
	都道府県道番号 (118の2-C)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)
	<p>88 (118の4-A)</p>	<p>20t 超 (118の4-B)</p>	<p>20t 超 (118の4-C)</p>
	高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)
	<p>3.8m 超 (118の4-D)</p>	<p>3.8m 超 (119-A)</p>	<p>3.8m 超 (119-B)</p>
	高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)	道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)
	<p>3.8m 超 (119-C)</p>	<p>国際通り Kokusai-dori (119-D)</p>	<p>国際通り Kokusai-dori (120-A)</p>
	道路の通称名 (119-C)	道路の通称名 (119-D)	まわり道 (120-A)
	<p>国際通り (120-B)</p>	<p>3 (201-A)</p>	<p>まわり道 DETOUR (90 × 45)</p>
警戒標識 (省令第1条第2項の警戒標識をいう。以下同じ。)	本標識板の寸法	十形道路交差点あり (201-A)	右 (又は左) 方屈曲あり (202)
		<p>十形道路交差点あり (208の2)</p>	<p>右 (又は左) 方屈曲あり (209の2)</p>
		信号機あり (208の2)	落石のおそれあり (209の2)

	路面凹凸あり (209の3)	合流交通あり (210)	車線数減少 (211)
	幅員減少 (212)	二方向交通 (212の2)	
	補助標識板の寸法 (注意事項 (510) を除く。)	注意事項 (510)	
補助標識 (省令第1条第2項の補助標識のうち、案内標識及び警戒標識に附置されるものをいう。以下同じ。)			

備考

- 1 種類、番号及び様式 案内標識、警戒標識及び補助標識の種類、番号及び様式は、省令に定めるところによる。
- 2 本標識板（案内標識及び警戒標識の標示板をいう。）の寸法
 - (1) 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（単位は、センチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
 - (2) 自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路で当該自動車専用道路と同法第48条の3に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものをいう。以下同じ。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
 - (3) 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
 - (4) 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専

用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。

- (5) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
- (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(5)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (7) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- (8) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(119-C)」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。

3 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等

- (1) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- (2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(1時間につき)	文字の大きさ
70キロメートル以上	30センチメートル
40キロメートル、50キロメートル又は60キロメートル	20センチメートル
30キロメートル以下	10センチメートル

- (3) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、(2)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- (4) 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- (5) 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- (6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
- (7) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

ア 案内標識 縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号(118の2-

A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「国道番号(118-B・C)」、「都道府県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 警戒標識 縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

4 補助標識板(補助標識の標示板をいう。)の寸法

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮少率と同じ比率で拡大し、又は縮少することができる。

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第26号

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則(平成4年沖縄県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「第7条第9号」を「第7条第11号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第4号

沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格に関する規程を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県病院事業局管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例(平成25年沖縄県条例第50号。以下「条例」という。)第2条第8号の規定に基づき、水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第2条 条例第2条第8号の規定により同条第1号から第7号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

(1) 条例第2条第1号又は第2号に規定する学科目を修めて卒業した者であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第1号に規定する学科目を修めて卒業した者にあつては6か月以上、同条第2号に規定する学科目を修めて卒業した者にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 外国の学校において、条例第2条第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同条第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格し

た者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 条例第2条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6か月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については3年6か月以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、条例第2条第6号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この規程は、平成25年3月30日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第5号

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表沖縄県立北部病院の項、沖縄県立中部病院の項、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項及び沖縄県立宮古病院の項中「栄養指導室」を「栄養管理室」に改め、同表中

池間診療所		
多良間診療所		

を

多良間診療所		
--------	--	--

に改め、同表沖縄県立八重山

病院の項及び沖縄県立精和病院の項中「栄養指導室」を「栄養管理室」に改める。

第7条第1項の表医療部の項中「栄養指導室」を「栄養管理室」に、「栄養指導に」を「栄養管理に」に改める。

第10条第1項中「医療技監」の次に「、参事監及び参事」を加え、同条第2項中「医療技監は、」を「医療技監は」に、「処理する」を「、参事監及び参事は上司の命を受けて特定重要事項を処理する」に改める。

第11条第2項の表看護師長の項の次に次のように加える。

副看護師長	県立病院	看護師長の職務を補佐し、看護に関する担 任事項を処理する。
-------	------	----------------------------------

第11条第2項の表中「中部病院及び南部医療センター・こども医療センター」を「県立病院」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定

(

池間診療所		
多良間診療所		

)

を

--	--	--

多良間診療所 に改める部分に限る。)は、

平成25年 3月30日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第6号

沖縄県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局文書管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表宮古病院附属池間診療所の項を削る。

附 則

この規程は、平成25年 3月30日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第7号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第10に定める級別資格基準表によるものとし、同給料表の適用を受ける職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第11に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第24条第1項中「第8項」を「第5項」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「第9条第3号」を「第9条第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第7項を同条第4項とし、同条第8項中「、住居手当に関する規則第6条第1項、第7条第1項、第9条第1項及び第10条中「条例第15条第1項」とあるのは「給与条例第9条」と、同規則第6条第1項中「実情」とあるのは「実情、住宅の所有関係等」と、「住宅、家賃の額等」とあるのは「住宅、家賃の額、住宅の所有関係等」と」を削り、同項を同条第5項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

病 院 事 業 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900

5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	

	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
再	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
任	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
用	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
職	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
員	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
以	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
外	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
の	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
職	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
員	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100				
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800				
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500				
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000				

82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				
86	239,700	294,800	343,200	383,900					
87	240,400	295,100	343,700	384,500					
88	241,100	295,500	344,200	385,100					
89	241,900	295,800	344,600	385,800					
90	242,400	296,200	345,100	386,400					
91	242,900	296,600	345,600	387,000					
92	243,400	297,000	346,100	387,600					
93	243,700	297,100	346,300	388,300					
94		297,500	346,800						
95		297,900	347,300						
96		298,300	347,800						
97		298,500	347,900						
98		298,900	348,400						
99		299,300	348,900						
100		299,700	349,400						
101		299,900	349,700						
102		300,300	350,100						
103		300,700	350,500						
104		301,100	350,900						
105		301,300	351,400						
106		301,600	351,800						
107		302,000	352,200						
108		302,400	352,600						
109		302,600	353,100						
110		303,000	353,500						
111		303,400	353,900						
112		303,700	354,200						
113		303,800	354,700						
114		304,200							
115		304,600							
116		305,000							
117		305,200							
118		305,500							
119		305,800							
120		306,100							

	121		306,500							
	122		306,800							
	123		307,100							
	124		307,400							
	125		307,800							
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2病院事業医療職給料表(3)を次のように改める。

病院事業医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500

	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
再	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
任	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	

用	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
職	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
員	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
以	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
外	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
の	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
職	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
員	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
	89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
	90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
	91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
	92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	
	93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200	
	94	283,600	317,800	352,300	371,200		
	95	284,600	318,500	353,000	371,700		
	96	285,600	319,100	353,700	372,200		
	97	286,500	319,800	354,200	372,800		
	98	287,300	320,200	354,700	373,300		
	99	288,100	320,900	355,200	373,800		
	100	289,000	321,600	355,700	374,300		
	101	289,800	322,000	356,200	374,900		

102	290,600	322,600	356,700	375,400
103	291,400	323,200	357,200	375,900
104	292,200	323,800	357,700	376,300
105	292,900	324,200	358,000	376,900
106	293,400	324,700	358,500	377,400
107	293,900	325,200	359,000	377,900
108	294,400	325,700	359,500	378,400
109	294,600	326,100	360,000	379,000
110	295,000	326,500	360,500	379,500
111	295,200	326,900	361,000	380,000
112	295,600	327,300	361,500	380,500
113	295,900	327,700	362,000	381,100
114	296,200	328,100	362,500	
115	296,600	328,500	363,000	
116	296,900	328,800	363,400	
117	297,200	329,100	363,800	
118	297,500	329,500	364,300	
119	297,800	329,900	364,800	
120	298,200	330,300	365,300	
121	298,500	330,500	365,700	
122	298,900	330,900	366,200	
123	299,300	331,300	366,700	
124	299,700	331,700	367,200	
125	299,900	331,900	367,600	
126	300,200	332,200		
127	300,600	332,600		
128	301,000	332,900		
129	301,200	333,000		
130	301,600	333,400		
131	302,000	333,800		
132	302,400	334,200		
133	302,600	334,500		
134	303,000	334,900		
135	303,400	335,300		
136	303,800	335,700		
137	304,000	336,000		
138	304,300	336,400		
139	304,700	336,800		
140	305,100	337,200		

141	305,300	337,500						
142	305,700	337,900						
143	306,100	338,300						
144	306,400	338,700						
145	306,500	339,000						
146	306,900	339,400						
147	307,300	339,800						
148	307,700	340,200						
149	307,900	340,500						
150	308,200	340,900						
151	308,500	341,300						
152	308,800	341,700						
153	309,200	342,000						
154	309,500							
155	309,700							
156	310,000							
157	310,400							
158	310,700							
159	311,000							
160	311,300							
161	311,700							
162	312,000							
163	312,300							
164	312,600							
165	313,000							
166	313,300							
167	313,600							
168	313,900							
169	314,300							
再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700	

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。
別表第5を次のように改める。

別表第5（第4条関係）

病院事業特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 135,600	円 185,800	円 222,900	円 261,900	円 289,200	円 320,600	円 366,200	円 413,000	円 464,600

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての病院事業特定業務等従事任期付職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける病院事業特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である病院事業特定業務等従事任期付職員で管理者が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、152,800円とする。

別表第6の3の表を次のように改める。

3 病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 153,300	円 180,500	円 229,300	円 254,700	円 285,600	円 332,100	円 378,400

備考1 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師である病院事業特定業務等従事任期付職員に適用する。
 2 この表の適用を受ける病院事業特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、198,300円とする。

別表第7中 「 8 級 病院事業統括監の職務 」

を 「

8 級	病院事業統括監の職務
9 級	参事監の職務

」 に改める。

別表第8の3の表中

「 6 級 看護部長の職務 」 を

「

6 級	1 副院長の職務 2 看護部長の職務
7 級	1 規模の大きい病院の副院長の職務 2 参事の職務

」 に改める。

別表第10及び別表第11を次のように改める。

別表第10 (第5条関係)

病院事業医療職給料表(3)級別資格基準表

職 種	職務の級 学歴免許等	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		助産師	大学卒	0	5	8	12	16
看護師	短大卒	0	7	10	14	18	23	
准看護師	准看護師養成所卒	0	4					

備考1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。

2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第11（第5条関係）

病院事業医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14

31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	37
55	39	31	43	39	32	38
56	40	32	44	40	32	38
57	41	33	45	41	33	39
58	42	34	46	42	33	39
59	43	35	47	43	34	40
60	44	36	48	44	34	40
61	45	37	49	45	35	41
62	46	38	50	46	35	41
63	47	39	51	47	36	42
64	48	40	52	48	36	42
65	49	41	53	49	37	43
66	50	42	54	50	37	43

67	51	43	55	51	38	44
68	52	44	56	52	38	44
69	53	45	57	53	39	45
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	43	
83	66	59	71	62	43	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	44	
86	67	62	74	63	44	
87	68	63	75	64	44	
88	68	64	76	64	45	
89	69	65	77	65	45	
90	70	66	78	65	45	
91	71	67	79	66	46	
92	72	68	80	66	46	
93	73	69	81	67	47	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	68		
98	75	74	85	68		
99	76	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	78	78	87	69		

103	79	79	88	70		
104	80	80	88	70		
105	81	81	89	70		
106	81	81	90	70		
107	81	81	91	71		
108	81	82	92	71		
109	82	82	92	71		
110	82	82	92	71		
111	82	83	93	72		
112	82	83	93	72		
113	83	83	93	73		
114	83	84	94			
115	83	84	94			
116	83	84	94			
117	84	85	95			
118	84	85	95			
119	84	85	95			
120	84	86	96			
121	85	86	96			
122	85	86	96			
123	85	87	97			
124	85	87	97			
125	86	87	97			
126	86	88				
127	86	88				
128	86	88				
129	87	89				
130	87	89				
131	87	89				
132	87	90				
133	88	90				
134	88	90				
135	88	91				
136	88	91				
137	89	91				
138	89	91				

139	89	92				
140	90	92				
141	90	92				
142	90	92				
143	91	93				
144	91	93				
145	91	93				
146	92	93				
147	92	94				
148	92	94				
149	93	94				
150	93	94				
151	93	95				
152	93	95				
153	94	95				
154	94					
155	94					
156	94					
157	95					
158	95					
159	95					
160	95					
161	96					
162	96					
163	96					
164	96					
165	97					
166	97					
167	98					
168	98					
169	99					

別表第12中 「 病院事業統括監 84,600円 」 を

「 病院事業統括監 84,600円
参事 70,500円 」 に、「職務の級が4

級である院長」を「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である院長」に、「南部医療センター・こども医療センター）（職務の級が4級である副院長」を「南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である副院長」に、「職務の級が4級である母子センター長」を「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である母子センター長」に、

院長（北部、精和、宮古、八重山）（職務の級が3級である院長に限る。） 副院長（中部、南部医療センター・こども医療センター）（職務の級が3級である副院長に限る。） 母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）（職務の級が3級である母子センター長に限る。）	92,500円	を
---	---------	---

院長（北部、精和、宮古、八重山）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である院長に限る。） 副院長（中部、南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長又は病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。） 母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である母子センター長に限る。）	92,500円	に、「八重山）（職
参事	84,400円	

務の級が4級である副院長」を「八重山）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である副院長」に、「職務の級が4級である医療部長」を「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である医療部長」に、「八重山）（職務の級が3級である副院長」を「八重山）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長又は病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長」に、「職務の級が3級である医療部長」を「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である医療部長」に改める。

別表第14中「宮古島市平良字東仲宗根」を「宮古島市平良字下里」に改める。

別表第15中	県立病院課長	8,000円	を
--------	--------	--------	---

参事 県立病院課長	8,000円	に、
--------------	--------	----

副院長（北部、精和、宮古、八重山） 医療部長 事務部長 看護部長	8,000円	を
---	--------	---

参事		
----	--	--

副院長（北部、精和、宮古、八重山） 医療部長 事務部長 看護部長	8,000円	に改める。
---	--------	-------

別表第16病院事業医療職給料表(1)の項中

院長の職にある職員及び規模の大きい病院の副院長の職にある職員 を

院長の職にある職員及び規模の大きい病院の副院長の職にある職員
参事の職にある職員 に改め、同表病院事業医療職給料表(3)の項中

看護部長の職にある職員 100分の15 を

規模の大きい病院の副院長の職にある職員 参事の職にある職員	100分の20	に改め、同表病院事業特定業務等
副院長の職にある職員 看護部長の職にある職員	100分の15	

従事任期付職員医療職給料表(1)の項中

院長の職にある職員及び規模の大きい病院の副院長の職にある職員 を

院長の職にある職員及び規模の大きい病院の副院長の職にある職員
参事の職にある職員 に改め、同表病院事業特定業務等従事任期付職員

医療職給料表(3)の項中

看護部長の職にある職員 100分の15 を

規模の大きい病院の副院長の職にある職員 参事の職にある職員	100分の20	に改める。
副院長の職にある職員 看護部長の職にある職員	100分の15	

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第14の改正規定は、平成25年6月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
--	--